

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

幼児の場合、平熱（37.4 度以下）となった日を解熱 0 日目として、平熱（37.4 度以下）の日が 3 日間経過しないと登園できません。下の記入例ですと、2/5 の午前中に解熱をしたので、2/5 を 0 日目として、2/6,7,8 まで出席停止となります。これが、2/4 の午後に熱が下がってあれば、2/4 を 0 日目として 2/5,6,7 まで出席停止となります。学校保健安全法に基づくことですので、ご理解の程よろしく申し上げます。

インフルエンザ経過観察表

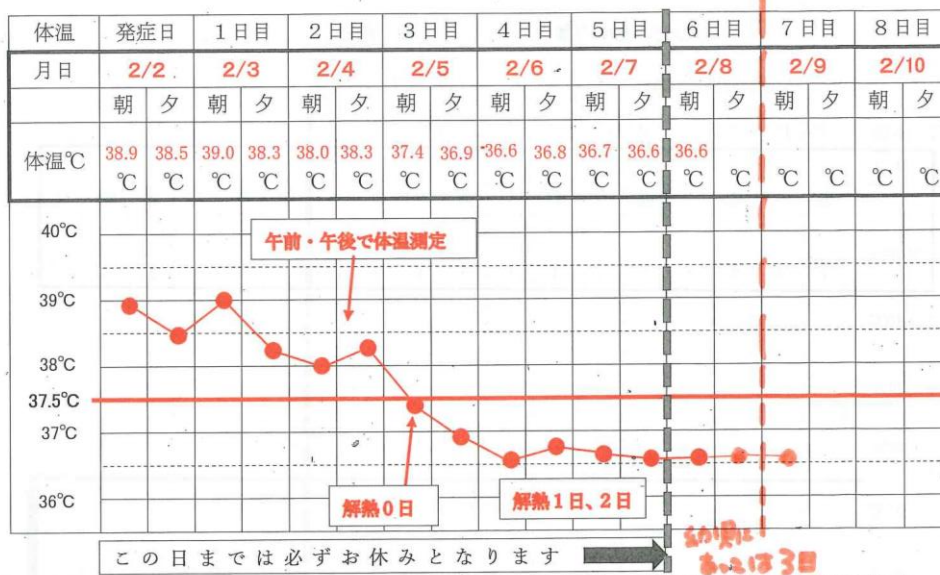
保護者記入例

学校保健安全法施行規則第 19 条 第 2 号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

袋井 市 町立 袋井小 学校・園 3 年 3 組 氏名： 袋井 花子

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）



8 日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の 1 日 2 回測定してください。

※発症した日を 0 日目として、そこから 5 日間（計 6 日間）は登校（園）できません。また、平熱（37.4 度以下）となった日を解熱 0 日目として、平熱（37.4 度以下）の日が 2 日間（幼児にあっては 3 日間）経過しないと登校（園）できません。

学校長・園長 様

上記の通り発症から 5 日間を経過し、かつ、解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

登校（園）可能日と保護者氏名を記入

令和 4 年 2 月 8 日

保護者氏名

袋井 太郎